TUA-03-446-01-05-04

実験廃液・廃棄試薬・実験固形廃棄物の排出基準（廃棄物の名称）

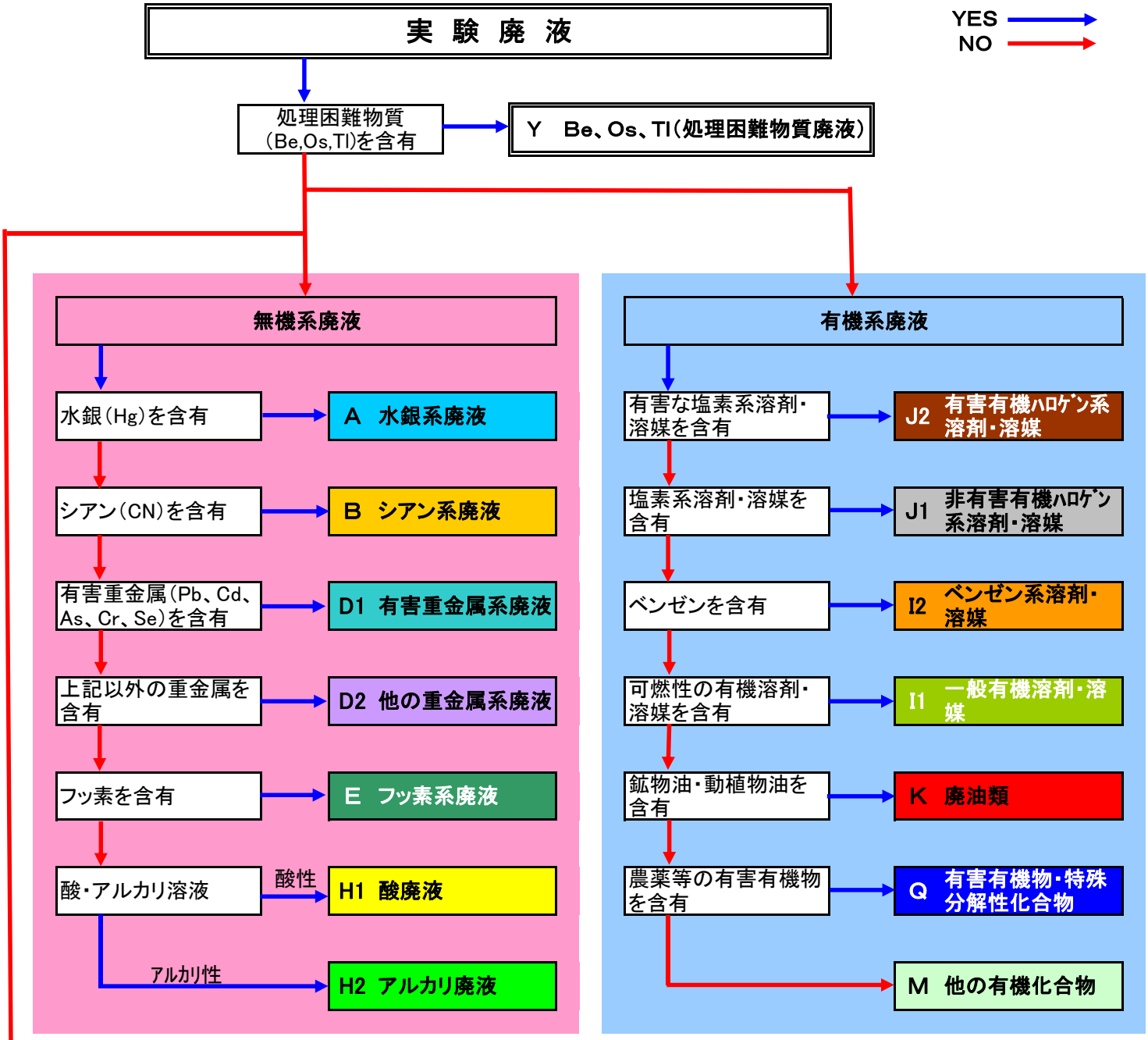

X　内容不明物	実験廃液・試薬のどちらでも有効。その内容を分析・特定したのち、廃棄処理をすることになるので、リスク度が高い。排出する場合は、ISO事務局（環境管理課）にe－mail（ecokanri@nodai.ac.jp）で問い合わせる。
廃棄試薬	試薬・薬品を廃棄する際は、他の廃液に混合せず、試薬ビンや薬品容器の状態で排出する。「実験廃液・試薬処理伝票」の廃棄物の名称（排出基準）については、実験廃液に準ずる。10本以上排出する場合は、ISO事務局（環境管理課）にe－mail（ecokanri@nodai.ac.jp）で問い合わせる。
Z　実験固形廃棄物	試薬以外の固形、泥状のもの。他のものと混合せず、容器や袋に入れて分別して排出すること。

廃液貯留時の注意事項

■廃液を貯留する際、むやみに混合すると発熱や発火、または有害ガスが発生する危険性があります。
■1つの容器に同一の廃液を貯留することを原則とし、混合貯留する際は指導教官の指示に従うこと。
■以下の物質を含むものは、安全性等の面から上記排出基準とは区別して個別収集を行う。
　1）爆発性物質、2）反応性物質、3）特殊引火物、4）窒素や硫黄含有の臭気の強い有機系溶液
　5）刺激の強い有機酸、6）錯火剤

※分類基準に該当しない化学物質を排出するときは、環境管理課に問い合わせてください。